## サービス付き高齢者向け住宅に係る加齢対応構造等のチェックリスト 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条本文に規定する基準】

## 1. 申請事業の内容

## 記載例

■ 既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法 第57条第1項第2号に規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備については、別記様式2の2(千葉県版)の基準が適用されること があります。この判断は登録時に登録主体によって行われますので、ご留意ください。

2. バリアフリー基準への対応状況	□のある欄は、該当するものを ■に置き換えてください			□を■に置き換えてください 自由欄はなるべく具体的に記述してください					添付資料の 対応箇所等	
住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況			計画数値・対処の状況補足説明等					資料番号・ 該当ページ	
A 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第1号	·から第8号ま	でに規定	する基準】							
ー 床は、原則として段差のない構造のものであること。	■ 適合 □ 非適合		B(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第9号に規定する基準)の1(1)、2(1)、2(3)記載参照			第38条				
ニ 廊下の幅			※複数ある場合は最も厳しい状況を記入			を記入				
主たる廊下の幅は、78cm以上 (柱の存する部分にあっては、75cm以上)	■ 適合 →		□ 非適合 →	廊下	の有効幅員		180	cm		
三 出入口の幅						※内法で	寸法を記	載するこ	٢	
主たる居室の出入口の幅は75cm以上	■ 適合 →		□ 非適合 →	主た	る居室の出入	ロの幅	80	cm		
浴室の出入口の幅は60cm以上	■ 適合 →		□ 非適合 →	浴室	の出入口の幅	Ī	75	cm		
四 浴室										
浴室の短辺は130cm以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住 宅の浴室にあっては、120cm以上)	<ul><li>□ 一戸建て</li><li>■ 一戸建て以外</li><li>■ 適合 →</li><li>□ 非適合 →</li></ul>		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の短辺 160 cm ※内法寸法を記載すること							
面積は2㎡以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住 宅の浴室にあっては、1.8㎡以上)	<ul><li>□ 一戸建て</li><li>■ 一戸建て以外</li><li>■ 適合 →</li><li>□ 非適合 →</li></ul>		浴室	の面積	※複数ある場合( ※内法・	は最も厳∪ 2.56 寸法を記遣	m <sup>2</sup>			
五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。	■ 住戸内に階段はなく該当しない									
T≧19.5(T:踏面の寸法[cm])	□適合		□ 非適合	── ──Bの1(3)記載参照						
R÷T≦22÷21(R:けあげの寸法[ <u>cm]</u> )	□ 適合									
55≦T+2R≦65	□ 適合		□ 非適合							
六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合する ものであること。	□ 主たる共用の階段はなく該当しない			で ベーター利用						
T≧24(T:踏面の寸法[ <u>cm]</u> )	■ 適合 →		□ 非適合 →	-	あり、、	踏面の寸法 けあげの寸法		26 18		
55≦T+2R≦65 (R:けあげの寸法[ <u>cm]</u> )	■ 適合 →		□ 非適合 →		なし	(踏面)+(けあげ)	)×2=	62	cm	
七 以下には手すりを設けること										
便所	■ 適合 □ 非適合		合							
浴室										
住戸内の階段	□適合	口 非適	合 ■ 該当部位なし	,						
八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物に は、原則として当該建築物の出入口のある階に停止する	口 該当しない			PA	2(2)記載全曜					
は、原則として自該建業物の出入口のある階に停止する エレベーターを設置すること。	■ 適合 □ 非適合		- Bの2(3)記載参照							

住宅の規	模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等				資料番号・ 該当ページ		
B【高齢者	首の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第9号	に規定する基準】							
1 住宅の	専用部分(各住戸内)に係る基準		1						
	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。以下同じ。)を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。	■ 基準範囲内で適合 →  □ 基準範囲を超え非適合 →	<ul> <li>≪①~⑥を除く日常生活空間の床≫</li> <li>■ 5mm高を超える段差が生じない</li> <li>≪①~⑥に該当する日常生活空間の床≫</li> <li>□ ①~⑥に該当なし</li> <li>■ ①~⑥に該当あるが下記のとおり適合</li> <li>□ ①~⑥に該当あり下記のとおり非適合</li> </ul>						
	① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の	■ 該当部位なし		※複数ある	場合に	ま最も	厳しい状況	兄を記入	
	高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の 高低差を5mm以下としたもの	<ul><li>□ 段差あるが左欄をみたし適合 →</li><li>□ 段差があり左欄をみたさず非適合 →</li></ul>		外側の高低差  土間の高低差			mm mm		
	② 玄関の上がりかまちの段差	■ 該当部位なし □ 該当部位あり		•					
	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。 以下「勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまち の段差	■ 該当部位なし □ 該当部位あり							
	④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差			※複数ある	場合に	ま最も	厳しい状況	兄を記入	
	a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置 に存すること。	■ 該当部位なし	該当部位の段	'差			mm		
	b 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18 ㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2)未 満であること。	□ 該当あり 左欄a~eをみたし適合 →	段差部位の面	積			m2		
	c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。 d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。	□ 該当あり 左欄a~eをみたさず非適合 →	居室全体の面積			m2			
			段差部位長辺	の長さ			mm		
	e その他の部分の床より高い位置にあること。		段差部位がその他より □ 高い □ 低い				١		
(1) 段 差 ※専用住戸 内部	⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差 (立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)と したもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、また ぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの	□ 該当部位なし ■ 段差あるが左欄をみたし適合 → □ 段差があり左欄をみたさず非適合 →		※複数ある → 段差の高さ 差→ 浴室内外の またぎ高さ てすり設置	· D高低		30	mm mm mm	
	⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で		※複数ある場 段差の種類	合は最も厳しい* □ 単純段差			ぎ段差		
		□ 住戸内にバルコニーは無く該当しない □ 欧美な!	手すり設置	□設置済み			可能 □	なし	
	180mm以下の単純段差としたものに限る。 	□段差なし	<b>鉛の投有無</b>	■なし□	1段	Ц	2段以上		
	a 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、 360mm)以下の単純段差としたもの	□ 段差あるが接地階を有する住戸のみ  ■ 段差あるが左欄a~cをみたし適合 →	踏み段寸法	奥行き コニー端との距離	mm	幅	mm		
		■ 技差のるが左側は~Cをかたし辿占 →	時の校とハル-	→ 咖色切距离	±.		mm		
	b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを 設置できるようにしたもの	□ 段差があり左欄a~cをみたさず非適合 →	かまちと室内の	末面との段差コニーとの段差		100	mm		
			かまりとハルー	ユーーとの技を		150	mm		
	c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋		踏み段とかまな	ちとの段差			mm		
	内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360 mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設 置できるようにしたもの		バルコニーと路	沓み段との段差			mm		
	ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。		《① <b>~</b> ⑥を除ぐ	く日常生活空間タ	外の床	**			
	① 玄関の出入口の段差		■ 段差なし						
	② 玄関の上がりかまちの段差	■ 基準範囲内で適合 →	《①~⑥に該	当する日常生活	空間外	トの床?	>>		
	③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差	□ 基準範囲を超え非適合 →	1~612	該当なし					
	④ バルコニーの出入口の段差			該当あるが許容					
	⑤ 浴室の出入口の段差		1~612	該当あり許容範	囲を超	え非適	鱼合		
	⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差								

住宅の規	模、構造及	なび設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補	甫足説明 <del>等</del>	資料番号・ 該当ページ
(2) 通路及び 出入口の	イ 日常生活空間内の通路の有効な幅員が780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上であること。  ロ 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き		<ul><li>□ 該当部位なし</li><li>■ 該当部位あり 左欄をみたし適合 →</li><li>□ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →</li></ul>	※複数ある場合は 通路の有効幅員 柱等の箇所の有効幅員	は最も厳しい状況を記入 1205 mm mm	
幅員			■ 左欄をみたして適合 →	出入口の有効幅員	850 mm	
※専用住戸 内部	し、玄関及 造により	ては引き残しを勘案した週代上有効な幅員と 及び浴室以外の出入口については、軽微な改 確保できる部分の長さを含む。)が750mm(浴室 にあっては600mm)以上であること。	□ 左欄をみたさず非適合 →	浴室出入口の有効幅員	700 mm	
	こと。ただ	階段の各部の寸法が次の各式に適合している し、ホームエレベーターが設置されている場合 は、この限りではない	■ 住戸内に階段は無く該当しない □ 階段あるがホームエレベーターも設置	※複数ある場合は	は最も厳しい状況を記入	
	踏面0	配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、か 行面の寸法が195mm以上であること。	□ 階段があり左欄をみたして適合 →	けあげの寸法 mm		
(3) 階段	ハ イ いては けるす る部分	込みが30mm以下であること。 に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分にお は、踏面の狭い方の端から300mmの位置にお け法とすること。ただし、次のいずれかに該当す かにあっては、イの規定のうち各部の寸法に関	□ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= 蹴込みの寸法 mm	mm	
※専用住戸 内部		のは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分		□ 回り階段ではない □ 以下に該当しない回り階段		
		② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏		□ 屈曲部が左欄①に該当する回り降 □ 屈曲部が左欄②に該当する回り降 □ 屈曲部が左欄③に該当する回り降	階段	
		面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び 60度の順となる回り階段の部分			HTA	
	(ろ)項に 浴室、玄 存するも(		<ul><li>■ 全空間で適合または該当しない</li><li>□ 部分的に非適合あり</li><li>□ 適合がない</li></ul>			
	(い) 空間					
	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	<ul><li>■ 住戸内に階段はなく該当しない</li><li>□ 階段あるがホームエレベーターも設置</li><li>□ 階段があり左欄をみたして適合 →</li><li>□ 階段あるが左欄をみたさず非適合</li></ul>		:最も厳しい状況を記入 1/ □ 両側 mm	
	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。 浴槽出入りのためのものが設けられているこ	<ul><li>■ 設置済みで適合</li><li>□ 左欄をみたさず非適合</li><li>□ 住戸内に浴室はなく該当しない</li><li>■ 設置済みで適合</li></ul>			
	ナ 問	と。 上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのも のが設置できるようになっていること。	□ 左欄をみたさず非適合  昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも 必要としないため該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合			
	所	衣服の着脱のためのものが設置できるように なっていること。	<ul><li>□ 住戸内に脱衣室はなく該当しない</li><li>■ 設置済みで適合</li><li>□ 下地処理があり適合</li><li>□ 左欄をみたさず非適合</li></ul>			
(4) 手すり	げる空間 と。ただし 囲又は開	防止のための手すりが、次の表の(い)項に掲 ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合しているこ 、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範 間できない窓その他転落のおそれのないもの は、この限りでない。	<ul><li>■ 全空間で適合または該当しない</li><li>□ 部分的に非適合あり</li><li>□ 適合がない</li></ul>			
※専用住戸	(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準				
内部		①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	□ 該当しない → (腰壁等の高さが1,100mm以上の場合を含む)	<ul><li>□ 住戸内にバルコニーなし</li><li>□ 存在するが外部からの高さ1m以</li><li>□ 存在するが非開閉窓など転落のま</li><li>□ 腰壁等の高さが1,100mm以上の</li></ul>	おそれなし	
		② 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するよ	■ 該当部位あり 左欄をみたし適合 →  □ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ 手すりの床面からの高さ	:最も厳しい状況を記入 100 mm 1000 mm 1100 mm	
		うに設けられていること。  ①窓台その他足がかりとなるおそれのある部	■ 該当しない → (窓台等の高さが800以上の場合を含む)	□ 存在するが外部からの高さ1m以 □ 存在するが非開閉窓など転落のある		
	2階 以	分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。	、☆ロ☆い同でい000以上の場合で召む)	■ 窓台等の高さが800mm以上のt		
		②窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③窓台等の高さが300mm未満の場合にあって	□ 該当部位あり 左欄をみたし適合 → □ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は窓台等の高さ 手すりの窓台等からの高さ 2F:手すりの床面からの高さ	・最も厳しい状況を記入 1000 mm mm mm	
					mm mm	

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の制	資料番号・ 該当ページ	
	廊下 ① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場 の下 合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先	is当しない → (腰壁等の高さが800mm以上の場合を含む)	■ 住戸内に開放廊下・階段な □ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など転	1m以下	
	及び   音にめつ Cは、床面 (階段にめつ Cは路面の光 階段   端) から800mm以上の高さに達するように設け られていること。		□ 腰壁等の高さが800mm以		
(4) 手すり	いる側 に限 る)	□ 該当部位あり 左欄をみたし適合 →	※後数のの 腰壁等の高さ	あらは取り取しい人がを記入 mm	
※専用住戸 内部	② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。	□ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	手すりの腰壁等からの高さ 手すりの床面からの高さ	mm	
	ハ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段に	□ 該当しない →	□ 対象となる手すり子なし		
	あっては踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等 又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの 高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、	■ 該当部位あり 左欄をみたし適合 →			
	内法寸法で110㎜以下であること。	□ 該当部位あり左欄をみたさず非適合 →	該当する手すり子の間隔	mm	
(5) 部屋の配 置	日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。 ※専用住戸内部	■ 住戸内に階の別はなく該当しない □ 階の別はあるが同一階にあり、適合 □ 同一階になく非適合			
	イ 日常生活空間の便所が次のいずれかに掲げる基準 に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であるこ と。	■ 適合 →  □ 非適合	■ 腰掛け式便器を使用		
(6)	① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを		※以下、複数ある均	場合は最も厳しい状況を記入	
便所及び 寝室	含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。	■ 左欄①をみたして適合 →	長辺の内法寸法	2005 mm	
※専用住戸 内部	② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離 (ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造 により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上 であること。	<ul><li>■ 左欄②をみたして適合 →</li><li>□ 左欄①②をみたさず非適合 →</li></ul>	便器と壁の距離	1205 mm	
	ロ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。	<ul><li> 左欄をみたして適合 →</li><li></li></ul>	寝室の面積(内法寸法)	9.25 m2	
2 住宅の	) )共用部分に係る基準				
	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常 的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する 共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当する共用廊下なし(長屋形式等) ■ 適合 □ 非適合			
	イ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。	■ 5mmを超える段差なく適合 □ 5mmを超える段差があり非適合			
	ロ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	<ul><li>□ 共用廊下に高低差がない為該当しない</li><li>■ 高低差あるが基準対応して適合</li><li>□ 高低差あり基準未対応で非適合</li></ul>			-
	① 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。	<ul><li> 左欄をみたして適合 →</li><li> 左欄をみたさず非適合 →</li></ul>	※複数あるは 生じた高低差 □ 傾斜路のみで対応 ■ 傾斜路と段の併設で対応(( 設けた傾斜路勾配		
	② 段が設けられている場合にあっては、当該段が (2)イの①から④までに掲げる基準※に適合していること。	■ 適合 □ 非適合	※複数ある塩	易合は最も厳しい状況を記入	
(1) 共用廊下	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	<ul><li>□ 左欄①②をみたして適合 →</li><li>□ 左欄①②をみたさず非適合 →</li></ul>		mm fi)= mm	
	<ul><li>※ ② 蹴込みが30mm以下であること。</li></ul>	■ 左欄②をみたして適合 → (段差が1段(単純段差)の場合)	蹴込みの寸法	mm	
	①か ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最ら④ 下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	■ 左欄③④をみたして適合 →	最上段食い込み ■ なし 最下段突出部分 ■ なし	<ul><li>□ あり</li></ul>	
	④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の 先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<ul><li>□ 左欄3④をみたさず非適合 →</li></ul>	手すりの設置 <b> </b> 片側	□ 両側 750 mm	
			※複数ある塩	場合は最も厳しい状況を記入	,
	ハ 手すりが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	■ 手すりを設置して適合 →  □ 手すりの設置がなく非適合	手すりの設置 口 片側手すりの床面からの高さ	■ 両側 750 mm	
	① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分	<ul><li>該当部位で手すり設置を回避した →</li><li>該当部位はなく適用していない</li></ul>	手すり設置を回避した具体の箇 各室出入口等	所:	
	② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分	■ 該当部位で手すり設置を回避した →  □ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況	資料番号・ 該当ページ	
	ニ 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。  ① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが	<ul><li>■ 該当しない →</li><li>□ 適合 □ 非適合</li><li>□ 該当しない →</li></ul>	※複数ある場合 ■ 開放された共用廊下なし □ 存在するが1階のため適用外 □ 腰壁等の高さが1,100mm以上		
(1) 共用廊下	650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。	□ 該当部位あり 左欄をみたし適合 →	腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ	mm mm	
	② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	<ul> <li>□ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →</li> <li>□ 該当しない →</li> <li>□ 該当部位あり 左欄をみたし適合 →</li> <li>□ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →</li> </ul>	手すりの床面からの高さ   対象となる手すり子なし  該当する手すり子の間隔		
	次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当する共用階段なし(平屋建て等) ■ 全適合 □ 部分適合 □ 非適合	BY TO A LAND A SHAIM	mm	
	イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。	■ 適合 →	■ 住戸階におけるエレベーター系 □ 住戸階におけるエレベーター系		
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	<ul><li>エレベーター利用可であり該当しない</li><li>左欄①②をみたして適合 →</li><li>左欄①②をみたさず非適合 →</li></ul>	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)=	1	
	② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法mm		
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	■ 左欄③④をみたして適合 →	最上段食い込み ■ なし 最下段突出部分 ■ なし	ロ あり	
(2) 主たる共用 の階段	④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	□ 左欄③④をみたさず非適合 →	手すりの設置 ロ 片側 手すりの踏面からの高さ	■ 両側 800 mm	
	ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ 1m以下の階段の部分については、この限りでない。	■ 該当しない →	□ 開放された階段なし □ 存在するが外部からの高さ1n ■ 存在するが主として避難用		
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。	□ 該当しない → (腰壁等の高さが1,100mm以上の場合を含む) □ 該当部位あり 左欄をみたし適合 → □ 該当部位あり 左欄をみたさず非適合 →	□ 腰壁等の高さが1,100mm以上 腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ 手すりの踏面先端からの高さ	上の場合(高さを記入) mm mm	
	② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	<ul><li>□ 該当しない →</li><li>□ 該当部位あり 左欄をみたし適合 →</li></ul>	□ 対象となる手すり子なし 該当する手すり子の間隔	mm	
	住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、 住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、 …① かつ、	<ul><li>□ 該当部位なし(1)全住戸が出入口階</li><li>(左の基準①)</li><li>■ 左2~3行目をみたして適合 →</li><li>□ 非適合</li></ul>	<ul><li>←以下及びイ~ハ記入なしで可</li><li>■ エレベーターで出入口階に到述</li><li>□ 1階分の階段で出入口階に到述</li></ul>	_	
	エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。…②	<ul><li>(左の基準②)</li><li>該当部位なし(2)EV使わず出入口</li><li> イ~ハをみたす経路あり適合</li><li> 非適合</li></ul>	←以下及びイ~ハ記入なしで可		
(3) エレベー	イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次 に掲げる基準に適合していること。	■ 適合 □ 非適合			
ター	① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。	<ul><li>■ 左欄をみたして適合 →</li><li>□ 左欄をみたさず非適合</li></ul>	エレベーター出入口の有効幅員	800 mm	
	② エレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。	<ul><li>■ 左欄をみたして適合 →</li><li>□ 左欄をみたさず非適合</li></ul>	確保できる正方形の一辺の長さ	1600 mm	
	ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の 床が、段差のない構造であること。	■ 5mmを超える段差なく適合 □ 5mmを超える段差があり非適合			

住宅の規模、構造及び設備に関する基準			対応の状況	計画数	計画数値・対処の状況補足説明等			
(3) エタ -	ハ 建物場合にあ	出入口とエレベーターホールに高低差が生じる っては、次に掲げる基準に適合していること。	<ul><li>□ 高低差がなく該当しない</li><li>■ 高低差あるが基準対応して適合</li><li>□ 高低差あり基準未対応で非適合</li></ul>					
	おり、 あるか の傾á	可配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されてかつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上でか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上でこと。	<ul><li>■ 左欄をみたして適合 →</li><li>□ 左欄をみたさず非適合 →</li></ul>	生じた高  「傾斜路と段の低」  「傾斜路のみで活動」	低差 并設で対応(③に	2 1/ 12		
	面から いるこ 3 段	まりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床らの高さが700mmから900mmの位置に設けられてと。 とが設けられている場合にあっては、当該段がの①から④に掲げる基準※に適合しているこ	■ 手すりを設置して適合 → □ 手すりの設置がなく非適合 ■ 適合→ □ 非適合			は最も厳しい状況を記入 ロ 両側  750 mm  1000 mm  900 mm	_	
	*	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。 ② 蹴込みが30mm以下であること。	<ul> <li>□ 左欄①②をみたして適合 →</li> <li>□ 左欄①②をみたさず非適合</li> <li>■ 左欄②をみたして適合 →</li> <li>(段差が1段(単純段差)の場合)</li> </ul>	けあげの寸法 踏面の寸法 ※(け 蹴込みの寸法	mm mm あげ)x2+(踏面)= 0 mm	= mm		
	(2)イ	(2)イ ①か ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最	<ul><li> 左欄③④をみたして適合 →</li><li> 左欄③④をみたさず非適合</li></ul>	最上段食い込み 最下段突出部分 手すりの設置 手すりの踏面からの	口 片側	□ あり □ あり □ 両側 750 mm		

	氏 名		
		建築士免許の種類	登録番号
本書類	資 格		
類		建築士事務所の名称	登録番号
作成	L		
成者	所 属事務所	住所	
		電話	

作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくても差し支えありません。

建築士資格の種類と登録番号を明記してください

建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください